

国の運用指針変更に伴い、

7月10日から、**新型インフルエンザ**の対応が変わりました。

急な発熱と咳（せき）またはのどの痛みなど

「**インフルエンザ**」症状のある方は、
これまでの**発熱外来**から

「全ての医療機関で受診」できるようになりました。



～**県民（聴覚に障害のある）の皆様へ！**～

- **事前に、医療機関に連絡**をした上で、受診しましょう。
・感染拡大を防止するため、医療機関への事前の連絡の御協力をよろしく
お願いします。
- 受診する際には、**マスクを着けましょう**。

新型インフルエンザに関する相談は、

別紙「**新型インフルエンザの相談ファックス用紙**」に記入して下記へ送信してく
ださい。

- 平日の 9:00～17:00
健康福祉部健康推進課 0852-22-6328
- 上記時間以外の場合
総務部消防防災課 0852-22-5930

島 根 県